

「あつぎスマート・ワーク宣言（働きやすい職場宣言）」実施要領

1 目的

職員が一体となって、心身ともに健康で能力を最大限発揮できる職場環境づくりに取り組むことで、持続可能な市政運営を実現し、市民サービスの向上につなげる。

2 実施者

厚木市

3 宣言

- (1) 厚木市は、働きやすい職場の実現に向けて、目標を宣言する。
- (2) 宣言は、職員がいつでも確認できるよう電子掲示板に掲示する。

4 宣言の公開

宣言は、市ホームページ等において公開する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。